

スノーモビル 競技細則

1 本規則の適用範囲

以下に記す規則は、国内競技規則とともにすべてのスノーモビル競技会に適用される。（国内競技規則 第1章総則、第2章ライセンス、第3章競技会も参照のこと。）

2 スノーモビルレース

スノークロスレース、エンデューロレース、オーバルレース、ドラッグレース等、スノーモビルにて行うレースを総称してスノーモビルレースとし、国内競技規則および本規則により管理される。

1) レースの区分

- (1) スノークロスレース…雪上の周回レース
- (2) エンデューロレース…雪上の耐久レース
- (3) オーバルレース…オーバルトラックの円周コースで競うレース
- (4) ドラッグレース…直線短距離コースで競うレース

3 コースの仕様

コースの長さは、1周800m以上2km以下とし、その幅は少なくとも7m以上で、追い越し可能なゆとりを持たせなければならない。また、コースは、別に規定されるスノーモビル競技会会場に関する規則に準拠し、レースコンディションと安全性とが確保されていなくてはならない。

※別途全日本スノーモビルコース規程・スノーモビルコース規程(全日本以外)参照。

4 出場車両

車両は下記の改造の限度と安全基準を満たし、安全上完全に整備されているものでなければならない。尚、改造されて

型式(モデル)が判明できない車両は出場することができない。

スノーモビルの仕様(21頁)参照。

1) 車両の区分

スノーモビルの競技車両は、クラス区分と部門別区分とに分けられる。

(1) 車両のクラス区分

車両のクラス区分は、原則として次のように分けられる。

クラス名称	排気量		ゼッケンカラー
	2ストローク	4ストローク	
S Jクラス	1～125ccまで		黒地に白文字
S 3クラス	500cc以下	1000cc以下	A級
S 2クラス	600cc以下	1200cc以下	青地に白文字
S 1クラス	オープン	オープン	B級
スーパークラス	オープン	オープン	白地に黒文字
			赤地に白文字

※15項全日本選手権の車体ゼッケンについて

(2) 車両の部門別区分

車両の部門別区分は改造限度(スノーモビルの仕様(22頁)参照)によって次のように分けられる。

① スポーツ部門

スポーツ部門はMFJ公認車両で、スポーツ部門改造限度に適合するものとする。

② モディファイ部門

モディファイ部門はMFJ公認車両でモディファイ部門改造限度に適合するものとする。〔スーパークラスは、(27頁)参照〕

③ その他承認競技会(フレッシュマン・ジュニア等)

その他の部門は主催者の定める大会特別規則によるが、車両の安全基準を満たすものとする。

5 MFJ公認車両

MFJ公認車両は、30項参照。

6 ライダーの装備

ライダーの服装は、競技中身体の安全を確保し、操縦を妨

げるものであってはならない。

- 1) 上記目的を満たすブーツ（足首、つま先を保護できるもの）、防寒服、手袋（レーシング用等、5本指）を着用すること。
- 2) ゴーグル、マスクの使用は自由とするが、ゴーグルは破損時に鋭い破片になる材質は禁止される。枠は柔軟なもので転倒時に衝撃を受けた場合でも危険でない物とする。
- 3) ヘルメット
ヘルメットは、MFJ 公認ヘルメットでなければならない。
 - (1) ヘルメットは、日本工業規格 JIS-T8133-2000、またはそれ以上の性能を有するジェット型かフルフェイス型のものでなければならない。
 - (2) MFJ の公認したヘルメットには、認証マークが貼付されている。
 - (3) 競技会の車両検査時にヘルメットの検査が行われ、損傷等により検査に合格しなかったヘルメットは MFJ の公認したヘルメットでもライダー本人の安全上使用を禁止される。
 - (4) MFJ 公認の認証マークの貼付されていないヘルメットについて、車両検査時に特別検査が行われる。その際、検査料（1,000円）を支払わなければならない。
- 4) プロテクター・脊椎パッド
プロテクター（ブレストガード・背面側の付いているもの）または脊椎パッドは必ず着用しなければならない。

7 公式通知・タイムスケジュール

公式通知及びタイムスケジュールの詳細は、申し込み締切後に公示される。

8 競技会参加定員

競技会参加定員は定めない。

9 競技会参加資格

- 1) スノーモビル競技会に参加する場合、種目ごとに当該年度有効なライセンスを所持していなければならない。

種 目	ライセンス	
スーパークラス	SA	SA＝スノーモビルA級ライセンス
モディファイA級各クラス	SA	
モディファイB級各クラス	SB	SB＝スノーモビルB級ライセンス
スポーツ各クラス	SB、SJ	
フレッシュマン	SJ	SJ＝スノーモビルジュニアライセンス
レディース、ジュニア	SJ	
エキシビジョンレース	SA、SB	

- 2) ライセンス取得条件

ライセンス	参加できる競技会	ライセンス取得条件	ライセンス料
A級	全日本選手権 地方選手権 その他公認競技会 承認競技会	2003年度全日本スノーモビル選手権B級の各クラスにおいて ①S1・S2・S3クラスの上位5位までとする ②モトクロス国際B級以上のライセンス所持者。	8,000円
B級	全日本選手権 地方選手権 その他公認競技会 承認競技会	16才以上で運転免許証を所持しているもの。運転免許証を所持していないもので、公認スノーモビルライセンス講習会を受講し、合格したもの。	8,000円
ジュニア	公認・承認競技会	9～15才で講習会修了者	8,000円

10 出場申し込み

- 1) 各クラスとも所定の出場申し込み書に必要事項をすべて記入の上、出場料及びMFJ共済会掛け金を添えて申し込まなければならない。
- 2) 2クラス以上に出場を申し込む場合でも、申し込み用紙は一枚で良い。ただし、2クラス出場に必要な事項をすべて記入すること。もし記入漏れがあった場合、申し込みを拒否される場合がある。
- 3) 郵送の場合は、現金書留とし、締切日当日の消印のあ

るものまで有効とする。

4) 締切日以降の申し込み及び電話・FAX等の申し込みは一切受けつけられない。

5) ピットクルー注意事項

出場申し込みの際ピットクルー登録の無い場合、大会当日ピットクルーとしての作業は許可されない。

- ・大会当日の追加登録はできない。
- ・ピットクルーの登録は最大2名までとするが、スターティングエリアに入れるピットクルーは1ライダーにつき1名までとする。
- ・ライダー本人を自分のピットクルーとして登録することはできない。

11 参加受理

- 1) 必要事項を記入した出場申し込み書及び所定の金額を大会事務局が受理した時点で参加受理書が発送される。
- 2) 大会が中止された場合、また、参加者が何らかの理由によって拒否された場合、(申し込み者が必要な手続きを怠った場合はこれに当てはまらない)にのみ出場料、共済会掛金が返却される。
- 3) いったん受理された出場料・共済会掛け金は上記1)、2)及びレースの延期、中止及び打ち切り(10頁、項目20参照)の場合を除き、いかなる理由があっても返却されない。公式予選を通過しなかった場合も同様とする。

12 ガソリン及びオイル

無鉛ガソリンを推奨する。

また、実施可能なできるだけ早い時期に、無鉛のみが使用できるように制限する。

13 出場受付

- 1) 出場受付の時間及び場所は、公式通知によって示される。
- 2) 定められた時間内に、必ずライダー本人または、当該ライダーのメカニックが、MFJ ライセンス、参加受理書を提示して出場資格の確認を受けなければならない。
- 3) MFJ ライセンスを提示できない者は、一切出場が認められない。
- 4) 同一大会における複数ライダーの同一車両の使用は禁止される。

14 車両検査

- 1) 車両検査は、公式通知に示されたタイムスケジュールに従って、車両検査区域内にて行われる。
- 2) 車両検査のための車両は、ライダー本人または当該ライダーのメカニックが持参し、必ずタイムスケジュールに示された時間内に検査を受けなければならない。規定時間以外の車両検査は、競技監督が不可抗力な事情によるものとして特別に認めた場合以外は行わない。
- 3) 車両検査において、規則違反または安全上出場が不相当と判定された車両は、公式予選を含む一切の走行を拒否される。
- 4) 主催者は、大会期間中、必要に応じて随時車両の検査を行うことができる。

15 ライダーの変更

ライダーの変更は認められない。

16 車両の変更

車両の変更は、エントリー時に出場申し込み用紙に記載した車両と変更が生じた場合に、以下の手続きに従って行われる。

破損などやむを得ず出場登録済（車両検査合格済）の車両を変更する必要がある場合は、規定の書式に従って車両変

更申請を行い、競技監督がこれを認めた場合に限り、車両の変更が認められる。

- 1) 車両の銘柄の紛争に際しての立証の責任は、参加者側にあるものとする。
- 2) その他については、特別規則に示される。
- 3) 車両変更申請は、同部門、同クラスの車両に限定され、車両変更手数料（5,000円）を申請書に添付し、提出しなければならない。
- 4) 公式予選終了後の車両変更は、いかなる理由があっても認められない。また公式予選が実施されない場合は公式練習後30分以内であれば車両変更することができる。但し、全日本選手権については如何なる理由があろうとも車両の変更は一切認められない。

17 公式予選

- 1) 公式予選の日程
 - (1) 公式予選のある場合は、原則として各クラス別に行われる。
 - (2) 日程及び時間は公式通知（タイムスケジュール）に示される。
- 2) 公式予選の内容
 - (1) 1つのクラスの出場申し込み台数が20台を越えた場合は、決勝進出者を決定するための公式予選が行われる。尚、決勝進出者は、1クラス20台以内を原則とする。
 - (2) 公式予選は原則として大会公示に示される周回数レースによって行われる。
 - (3) 公式予選の有無、周回数、決勝進出台数、その他の詳細は公式通知又はプログラム等に示される。

18 レース

- 1) スタート位置
レースにおけるスタート位置は、主催者の指示による。
- 2) スタートまでの行動
 - (1) ライダーは決められたタイムスケジュールを厳守し

なければならない。

- (2) ライダーはレース直前のチェックの後、車両と共に指定区域内に待機していなければならない。
- (3) エンジンのウォーミングアップは定められた場所と時間のみに行うことができる。

3) スタート

- (1) スタートの方法については原則としてエンジンランニングスタートとする。
- (2) スタート位置はすべて正規のスタートラインからなされるものとし、各ライダーに与えられたスタート位置による距離的、時間的なハンディキャップは一切考慮されない。
- (3) スタートの合図は、15秒ボードが掲示された後15秒以内に国旗を振ることによって行われる。
- (4) スタート合図以前にスタートラインを出たものがあつた場合（フライング）スタートをやり直す。※フライングしたライダーは後列スタートとし、オフィシャルにより指示された場所からスタートとなる。ただし、同一ライダーが2回フライングをした場合、当該ライダーは失格となる。
- (5) ウォーミングアップ以降、エンジン始動の合図がなされた後は、ライダーからなんらかのサインがあつてもスタート係はこれを考慮しない。

4) レース中

ライダーは走行中下記事項を遵守しなければならない。

- (1) 必要以外にハンドルから手を離したり、危険な姿勢をとってはならない。
- (2) 故意に他のライダーの走行を妨害するような走り方をしてはならない。
- (3) 車両は、それ自身が持つ動力、及びライダーの筋力、または重力等の自然現象以外の方法で走ったり、加速したりしてはならない。
- (4) 他人の援助を一切受けてはならない。他人の援助とは、そのレースに参加しているライダー、及び業務施行中の競技役員以外の人々が車両に触れることをいう。

- (5) 車両にいかなる者も同乗させてはならない。
- (6) ライダーはレース中、酒気を帯びたりまた薬品等(興奮剤、麻薬等)により故意に精神状態をつくろってはならない。
- 5) 走行中、消音器及び排気管が外れた場合、またシュラウドが取れたり安全上危険だと判断された場合は競技役員の指示により当該ライダーに対し、黒旗が示され、ピットインし、修理の後競技役員の許可を得た上で再出場が認められる。
- 6) レース中の公式シグナル (合図)
公式シグナル (合図) は、約750mm×600mm寸法の旗を使用し、次のように与えるものとする。

シグナル	意 味
国旗	スタート
赤旗	徐行してスタート位置に戻る
黄旗 (振動)	徐行、安全確認、追越し禁止
黄旗 (静止)	危険予告
緑旗	先に出された合図の解除
青旗	警告、ラップされようとしている
黒旗	指定されたライダー走行停止
白黒チェッカー旗	レース終了

※黄旗振動時の注意

黄旗振動時の徐行とはいつでも停止できる状態をいう。またオフィシャルがコース内で合図を出しているときは安全な間隔をとり通過しなければならない。上記が守られない場合、ペナルティを課す場合がある。

- 7) コースアウト
ライダーは走行中やむを得ず定められたコースを外れた場合、再びコースに戻るには外れた地点より走行し直さなければならない。
- 8) レース終了
全ライダーがゴールインするか、トップ走者のゴールインから5分経過後に終了とする。

19 優勝者・入賞者及び完走

- 1) 優勝者
優勝者は、規定の周回数を最短時間で完走したライダーである。
- 2) 入賞者及び順位の優先順序
 - (1) チェッカーを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定され、同一周回数の場合は、ゴールラインの通過の順位による。
 - (2) 上記以外のライダーについては周回数の多いものを優先する。同周回数の場合は、ゴールライン通過の順位による。
- 3) 完走者
 - (1) 優勝者の75%（小数点以下は切り捨てる）以上の周回数を完了したライダーを完走者とする。
 - (2) レース途中でリタイア届けを提出したライダーも完走周回数を完了しているライダーは完走者とみなされる。
- 4) 予選及び決勝結果は、暫定結果発表後15分後に正式となる。

20 レースの延期、中止及び打ち切り

- 1) レースは特別な理由のない限り、打ち切り、または中止されることはない。
- 2) 大会審査委員会が特別な理由によってレースのいずれかを中止しなければならないと判断した時に限り、レースを中止することができる。
- 3) すべての関係者は大会審査委員会の決定に従わなければならない。
- 4) 特にやむを得ない理由によって、トップ走者がそのレースに決められた周回数の3分の2を完走しないうちにレースを打ち切った場合は、そのレースは無効となる。
- 5) トップ走者が決められた周回数の3分の2以上を完走した時点でレースを打ち切った場合は、大会審査委員会はそのレースの判定結果に条件を付して発表する。

- 6) レースまたは大会が中止された場合、参加者が支払った出場料は返却されるが、他の一切の損害賠償を主催者に請求することはできない。
- 7) 大会審査委員会が本項に関して下した裁定に対しては、一切抗議することはできない。

21 抗議

- 1) エントラント、ライダー及び当該ライダーのピットクルーのみが抗議申し立てをすることができる。
- 2) 抗議は、定められた手続きによって大会事務局に申し入れしなければならない。
抗議手続きは、大会事務局に備え付けの抗議書に記載し、1項目につき抗議保証金（10,000円）をそえて大会事務局に提出しなければならない。
- 3) 暫定結果に対する抗議は、暫定結果発表後15分以内に限り受け付けられる。
- 4) 正式の手続きにより提出された抗議書だけが受け付けられ、大会審査委員会において審議される。
- 5) 大会審査委員会は、証人を必要と認めた場合は証人をたて、その証言を求め、十分に実情を調査した上で裁定を下すものとする。
- 6) 抗議保証金は、抗議が成立した場合のみ返却される。

22 損害の補償

- 1) 車両の破損
 - (1) 車両及びその付属品等が破損した場合、その責任は参加者が負わなければならない。ただし、車両が車検長または大会審査委員会によって保管されている期間を除く。
 - (2) 車検長または大会審査委員会は、車両を保管している期間中に、これらの車両が何らかの理由によって破損した場合には、1台あたり10万円を最高限度額としてその所有者に保証する。
- 2) 損傷の責任
競技開催期間中、又は、その前後に起きた損傷は自ら

がその責任を負うものとする。

3) 競技役員の責任

ライダー及びピットクルー等の競技参加者は、競技役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを知っていなければならない。すなわち競技役員はその職務に最善を尽くすが、仮に競技役員によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー及び車両等の損傷に対しても、競技役員は一切の責任のないことをいう。

23 競技規則の違反行為に対する罰則

大会中（競技中）における違反行為に対しては、その軽重によって大会審査委員会並びに競技監督の権限で罰則を科すことができる。

罰則の詳細については国内競技規則・第3章 [32違反行為に対する罰則] による。

24 主催者の権限

主催者は、必要に応じて随時競技会場内（パドック、ピット等）で、参加者（エントラント、ライダー、ピットクルー）のライセンスの提示を求めることができる。

25 大会審査委員会

大会審査委員会は、競技役員規定に基づき、競技会において最高権限を行使することができる。

26 本規則の解釈

本規則及び競技に関する疑義は、大会事務局宛に質疑申し立てできる。なお、この回答は大会審査委員会の決定を最終的なものとする。

27 本規則の施行

本規則は、2004年1月1日より有効となる。